平成２４年（フ）第１３４９号
さいたま市大宮区天沼町１丁目70番地１
債務者　鈴　　大康（旧姓醍醐）
１　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６１号
さいたま市西区大字西遊馬1117番地２
債務者　佐藤　文彦
１　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４１５号
埼玉県上尾市愛宕２丁目22番４号　越路ハイツ205
債務者　針生　史子
１　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３８１号
相模原市南区下溝446番地８　エスコートハイツＤ―101
債務者　秋葉　延浩
１　決定年月日時　平成24年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第６１号
福岡県行橋市西泉５丁目１番18号
債務者　奥田　静香
１　決定年月日時　平成24年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
福岡県行橋市南大橋３丁目５番４号
債務者　石川　　治
１　決定年月日時　平成24年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
福岡県行橋市南大橋３丁目５番４号
債務者　石川　隆子
１　決定年月日時　平成24年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第７０号
福岡県行橋市大橋１丁目７番18号
債務者　廣谷　和彦
１　決定年月日時　平成24年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字三本松18番地３
債務者　中川原とわ
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月30日午前11時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第１０３号
栃木県足利市福居町595番地１　二宮ビル104
債務者　牛窪　美枝（旧姓金子）
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１０４号
栃木県佐野市関川町840番地　米山市営住宅１―904、前住所栃木県佐野市富士町51番地３
債務者　佐藤　裕子
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第９６０号
東京都調布市国領町３丁目10番地８グランシャリオ２―203
債務者　秋山智登恵（旧姓春田）
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月29日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１５７１号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地３―３―203
債務者　笠井　美香（旧姓中川）
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８９３号
横浜市保土ケ谷区岩井町410番地１　エンゼルハイム保土ケ谷第２―203号
債務者　田代　久子
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０００号
横浜市神奈川区斎藤分町36番57号
債務者　小林由季子
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０３９号
横浜市港北区新羽町1153番地　カルチェベーレ岸208
債務者　山本　健一
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０４０号
横浜市港北区新羽町1153番地　カルチェベーレ岸208
債務者　山本　紀子
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部